

環境省の取組（CITES CoP18以降～）

（1）トレーサビリティの確保

- ✓ 象牙全形牙の個体等登録審査の厳格化

（2）取引監視

- ✓ 骨董市等の巡回、取引監視、立入検査（経産省と合同）※継続
- ✓ 取引監視担当職員の能力向上のための研修 ※継続
- ✓ 電子商取引プラットフォーム事業者に対する協力依頼

（3）普及啓発

- ✓ ワシントン条約と種の保存法のウェブサイトのリニューアル
- ✓ 動画配信（テーマ：野生動植物の取引規制、日英）
- ✓ 世界野生生物の日（3/3）に合わせた普及啓発 ※継続

(1)トレーサビリティの確保

✓ 象牙全形牙の個体等登録審査の厳格化

➤ 第三者証言に基づいて個体等登録を行う場合、放射性炭素年代測定等による客観的証明等の提出を義務化(令和元年(2019年)7月1日～)

国内において規制適用日前に取得された個体の器官等の申請方法

- ・ 詳細につきましては、事前に下記までお問い合わせください。
問い合わせ電話番号：03-6659-6018(土日祝日を除く平日10:00～17:00　昼12:30～13:30)
事前にお問い合わせなく書類を送付されると、書類を返却させていただく場合があります。
- ・ 登録票をともなわない譲渡し等は、種の保存法違反となります！
詳しくは、[法制度（種の保存法違反）](#)のページをご確認ください。
- ・ 登録票交付後は、どの登録票がどの個体等のものか判らなくならないよう適切に管理してください。

【象牙の登録には、規制適用日前に所有していたことを証明する書類が必要です】

- ・ 象牙が規制適用前に日本に輸入された際の通関書類などがない場合、「第三者の証言」と「第三者の証言を裏付ける補強（全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」が必要になります。詳しくは、下記をご確認ください。

 [「象牙全形牙の登録のため、放射性炭素年代測定をされる登録希望者のみなさまへ」](#)
(PDF:966KB)

【重要】

放射性炭素年代測定分析を受けられる場合、象牙から分析試料を採取する部分の採取前、採取後それその記録写真を撮影し、分析会社と自然環境研究センターの両方に提出する必要があります。

- ・ 年代測定をお考えの方が、測定機関にお渡しする説明資料

 [「象牙全形牙の放射性炭素年代測定を受け付ける機関のみなさまへ」\(PDF:116KB\)](#)

(2)取引監視

- ✓ 骨董市等の巡回、取引監視、立入検査(経産省と合同) ※継続
- ✓ 取引監視担当職員の能力向上のための研修 ※継続
- ✓ 電子商取引プラットフォーム事業者に対する協力依頼
 - 令和3年(2021年)9月、象牙及び象牙製品の広告・販売時の表示事項の確認や国外持ち出し防止等への対処について、経産省と連名で事務連絡を発出

(3)普及啓発

- ✓ ワシントン条約と種の保存法のウェブサイトのリニューアル

令和3年(2021年)4月、ワシントン条約と種の保存法のウェブサイトをリニューアルし、規制内容や手続き方法の周知を一元化



野生動植物の保全と持続可能な利用が未来を創ります

野生動植物は、人類の生活基盤である生態系を支え、様々な資源として利用されるだけでなく、文化や安らぎをもたらす、私たちの生活に欠かすことのできない存在です。しかし現在、様々な人為的影響により多くの野生動植物に絶滅のおそれがあることが懸念されています。存続が危ぶまれる希少な野生動植物の利用を制限したり禁止したりすることは、その種を守っていく方法のひとつです。同時に、存続を脅かすことのない持続可能な形で野生動植物を利用することは、野生動植物の生息・生育地に暮らす人々の生活の維持や発展、文化の維持・継承だけでなく、種や生態系の保全にも役立てることができます。

(3) 普及啓発(続き)

象牙・象牙製品の国外持ち出し防止について、多言語で掲載



象牙の国外持ち出し規制について（一般の方向け）

象牙の取引はワシントン条約と国内法に基づき規制されています。原則として、日本と海外間の輸出入、日本国内での取引は禁止されています。

ワシントン条約は、歴史のおそれのある野生動植物を、過度な商業取引から保護するために生まれた条約です。国際取引（輸出入）に則しては外為法、日本国内での取引に関しては種の保存法により、ゾウ・象牙をはじめとした野生動植物の生体や製品の取引が規制されています。違反には罰則も規定されています。

<日本と海外>

象牙・象牙製品の輸出入は原則禁止されています。

象牙・象牙製品の輸出入は原則禁止されています。例外として、ワシントン条約がソウに適用される前（昭）のものについて輸入の場合は、取得時期を証明し、輸出元から条約適用前取得である旨の証明書を入手した上で、経済産業大臣の承認を受けることにより輸入が可能となります。輸出の場合は、象牙部分について条約適用前に入手（又は製造）したことを証明する書類、条約適用前の登録登録を証明する書類等を提出し、専門に審査した上で、経済産業大臣の承認を受けることにより輸出が可能となります。

（※）アフリカゾウはワシントン条約が適用された昭和21年1月1日より前のもの、アフリカゾウはガーナ共和国にてワシントン条約が適用された1970年1月1日より前に登録されたもの

<日本国内>

象牙・象牙製品の国内での商業取引は原則禁止されています。ただし、適正に入手し、所持、所有することには制限はありません。

国内において象牙（全形牙※1）、象牙製品の取引（売る・買う・あげる・もらう・貸す・借りる、以上のすべての行為について有償無償は問いません）は原則禁止されています。例外として商業取引できるのは、事業者登録を受けている事業者から象牙製品を入手する場合と、あらかじめ登録を受け登録番号の付いている全形牙を登録番号と共にやり取りする場合です（詳細は「象牙（全形牙）・象牙製品の取引制度について」をご覧ください）。なお、自ら持つておくだけという所有には制限はありませんので、例えば登録事業者から購入した象牙製品をコレクション等として所有することや条約適用前から家にあった全形牙を登録せずに所持し続けることは可能ですが、当時の所有者がお亡くなりになり、相続として引き継ぐ場合の取扱は例外として認められています。

特に注意が必要な点として、国内でルールを守って取引される象牙製品についても、国外に持ち出すことは厳しく禁止されています（上記の輸出に該当します）。例えば、一時的に居住している外国人旅行者の方に登録事業者が象牙製品を販売することが国外への持ち出しにつながる可能性もありますので、注意が必要です。

- 商業取引の相手は事業者登録していますか？事業者は登録番号等を表示する義務があります。
- 登録された全形牙ですか？登録された全形牙は登録番号とともに移動させる必要があります。
- 入手した象牙・象牙製品は国外には原則持ち出せません。

※1 全形とは、ゆるやかに嘴を開き、鼻孔から鼻端にかけて丸まるといった、頭部に象牙の歯と認識できるものを指します。具体的な象牙については下記リンクをご覧ください。

【今起きている象牙】象牙の取引規制に関する最新の動向（パブリックコメント）の動向について

- 知っていますか？ワシントン条約（MEIJI/経済産業省）
- 特別国際種事業（象牙の国内取引規制）

英語・中国語（簡体字・繁体字）のご案内はこちら

Restrictions on taking ivory out of the country
(for the general public)

象牙由出規制
(国内公認)

象牙由出規制
(国内公認)

象牙の国外持ち出しの防止について

ワシントン条約によって国際取引が規制されている象牙製品等の販売時の対応について

象牙及び象牙製品は、ワシントン条約により、輸出入が規制されています。

政府としては、象牙製品等が適切な手続きを取らずに我が国から持ち出されることを未然に防ぎ、象牙製品等の適正な国内取引を確保するため、種の保存法に基づく取扱や販売を行う店舗等への立入調査や巡視等を強化するなど管理を徹底しているところです。

今後ともワシントン条約上の義務を着実に履行し、日本の象牙市場が厳正・厳格に運営されていることを示していくためにも、象牙製品等の販売にあたっては、法律違反につながるおそれのある取引は厳しく控えるよう要請します。

象牙製品等の国外持ち出し防止対策の徹底

ワシントン条約の適用前に取得したことを証明する書類等がない象牙製品等については、外国為替及び外債取扱法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）により、国外への持ち出しが禁止されています。

我が国国内で象牙製品等を購入した外国人観光客等が、出国の際に外為法等に違反することや、国内での購入者が規制を知らずに国外に郵送してしまうこと等を未然に防止することが重要です。違反の場合には、規制を知らない外国人観光客等が出国空港などで任意放棄せざるを得なくなる等の場合が考えられます。

このため、販売店舗内に象牙の規制に関する普及啓発物[PDF 243KB]を掲示すること、かつ象牙製品等の販売に際しては、購入者に対し、特にいざれ出国することになる外国人観光客等に対して、外為法の輸出承認を受けることなく国外へ持ち出すことはできない旨の説明の徹底を、お願いします。

連絡先

（新たに製造された象牙製品の取扱いについての問合せ）

- 経済産業省製造産業局生活製品課
電話：03-3501-1089
- 環境省自然環境局野生生物課
電話：03-3581-3351

（象牙製品等の輸出入手続きについての問合せ）

- 経済産業省貿易經濟協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
電話：03-3501-1723

環境省_象牙の国外持ち出し規制について（一般の方向け）| ワシントン条約と種の保存法 (env.go.jp)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/conservation/ivory/general/index.html>

環境省_特別国際種事業（象牙の国内取引規制）| ワシントン条約と種の保存法 (env.go.jp)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/ivory/index.html>

(3)普及啓発(続き)

- ✓ 動画配信(テーマ:野生動植物の取引規制、日英)



野生生物の保全 – YouTube

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL9Gx55DGS7x5EdunleeErLRt1JKjjttf1>



まもる、つかう、ともに生きる For our future with wildlife (環境省YouTube)
https://www.youtube.com/watch?v=aFS9_xeKJR4

- ✓ 世界野生生物の日(3/3)に合わせた普及啓発 ※継続
 - 動植物園でのパネル展示、SNSを活用した広告配信等により、希少な野生動植物の取引に係るルール等について情報発信(経産省と協力)



ワシントン条約が1973年3月3日に採択されたことを記念して、
2013年に国連が3月3日を
「世界野生生物の日」
に制定し、普及啓発のために毎年世界中で様々なイベントを行っています。この日は野生動植物が直面する、様々な課題に対して一人ひとりが考え、意識を高めていく機会です。

絶滅の危機に瀕している動植物を保護し、持続可能な利用をしていくためには、個々の地域、事業者、そして皆様一人ひとりの意識や取り組みが重要です。



世界野生生物の日 | ecojin's EYE | ecojin (エコジン) : 環境省 (env.go.jp)

<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20220302.html>

2022年世界野生生物の日 (METI/経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/event_2022.html